

市政に皆さんのご意見をお寄せください

市では広く市民の皆さんの声をお聞きし、市政に反映できるような「広聴活動」を行っています。

市が行っている広聴活動には、「まちづくり座談会」「市長への手紙」「まちづくりご意見箱」があります。市政に対する皆さんのご意見をお寄せください。

まちづくり座談会

まちづくり座談会は、皆さんのご意見やご提言などを市政に反映させるため、団体やグループが開催する座談会に市長が出席し、まちづくりに関する

意見・提言を直接伺うものです。

②特定の個人や団体を誹謗、中傷するもの

③「市長への手紙」の趣旨から外れ、意味が不明なもの

◆提出方法

左ページの専用用紙を切り取り、必要事項を記入して、郵便ポストまたは後述する「まちづくりご意見箱」に投函してください（切手不要）。

専用用紙以外でも受け付けますが、必ず「市長への手紙」と明記してください。

◆実施概要

①座談会を開催できるのは、地区コミュニティ組織または市内が活動拠点の各種団体、グループ（政治団体、宗教団体を除く）で、原則10人以上とします。

②座談会は、テーマに沿って意見交換をします。単なる要望や苦情相談は対象とはしません。

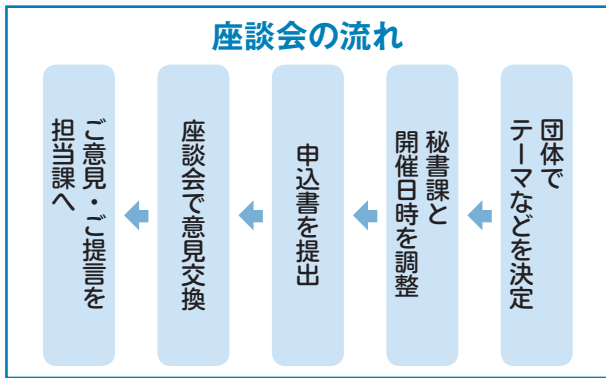
③座談会の開催日・時間は、平日は10時から21時まで、土・日曜日は10時から17時までのそれぞれ2時間以内とします。

市長への手紙

市長への手紙は、「市民が主役のまちづくり」を推進するため、誰もが意見や要望を提案できるように設けたものです。

ご意見などは市政に関する内容に限らせていただき、次のような場合は回答しません。
①匿名や住所など必要事項が記入されていない場合や虚偽と思われるもの
②特定の個人や団体を誹謗、中傷するもの
③「市長への手紙」の趣旨から外れ、意味が不明なもの

座談会の流れ



ご意見・ご提言

寄せられた声をご紹介します

▶認知症の人の行方不明者が多く、しかも所在の分からない人もかなりの数に上がると聞か、そのような人を見かけた場合に私たちはどうしたらよいか、広報などで繰り返し周知してほしい。

→認知症のような人を見つけた場合の対応については、初めに、あいさつをする感じで声掛けをしてください。そして、認知症が疑われた場合には、家族が捜索願を出している可能性もあるため、まずは警察へご一報ください。その後、警察から情報収集のため、また、防災行政無線放送が必要な場合には市へ連絡が入ります。そのため、市では、徘徊（はいかい）の心配がある高齢者を事前登録していただき、万が一、行方不明になったときに早期発見ができるよう「高齢者SOSネットワーク」の構築を進めています。高齢化が進む中、認知症の人への対応は重要と考えていますので、広報紙やホームページなどにより、一層の周知に努めていきます。

▶川辺地先の交差点で交通死亡事故が発生し、この交差点での

広聴活動を通じて皆さんから寄せられたまちづくりのためのご意見、ご提言の一部を紹介します。

(▶：意見・提言 →：回答。いずれも要旨)

交通事故は多発している。事故防止に向け匠瑳警察署への要望などに取り組んでもらえるよう切望する。

→川辺地先の市道交差点における交通事故防止対策については、死亡事故発生重大性を強く考慮し、千葉県警察および匠瑳警察署とともに緊急現地診断を実施しました。警察と協議の結果、歩行者・運転手への注意喚起を図る看板や路面標示の設置を早急対策として検討しています。今後も当該交差点の整備を進め、交通事故防止に努めていきます。

※看板や路面標示については、平成31年1月に設置しました。

▶家庭から出る大きなごみを匠瑳市ほか二町環境衛生組合（松山清掃工場）に運ぶため、市からごみ専用の車両貸し出しがあると便利だと思う。

→市では公用車を貸し出す制度はありませんが、同組合では、自宅に貨物車両が無いために大きなごみを直接搬入できない家庭を対象として、粗大ごみの特別収集（予約制・有料）を実施しています。

2 8 9 2 1 9 0

(注：料金受取人変払専用番号)

料金受取人私郵便

八日市場局承認

3号

差出有効期間
令和2年4月
30日まで

「切手を貼らず
にお出しくだ
さい」

市長

市役所内

二番地三七八日市場八日市

行

市長への手紙



大田市長

お寄せください あなたの提言

「市長への手紙」は、“市民が主役のまちづくり”を推進するため、誰もが、いつでも市長に対し、意見や要望を提案できるよう設けたものです。

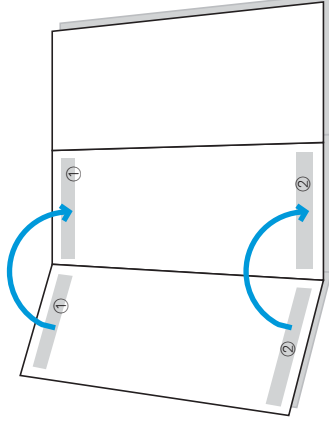
お近くの郵便ポストまたは市役所、野栄総合支所、八日市場公民館のご意見箱にご投函ください。市政に対し、日ごろから考えていることや気付かれたことなど、お気軽にお寄せください。

☎ 固秘書課広報聴班 73-0080 (直通)

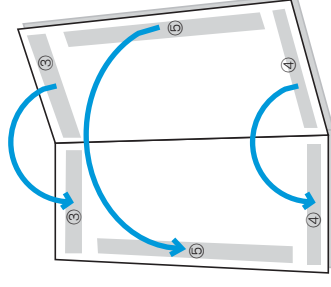
皆さんから寄せられたご意見の内容によっては、市の回答と併せて、市ホームページや広報紙に掲載させていただくこともあります。

この用紙の使い方

● 先が表になるように投稿原稿用紙の面を内側に折って「のりしろ①」と「のりしろ②」、「のりしろ③」と「のりしろ④」をまず貼り合わせます。



● 次に「のりしろ③」「のりしろ④」「のりしろ⑤」を貼り合わせてください。



※ 皆さんからの貴重なご意見が隠れてしまわないよう、なるべくのりが、はみ出さないようにご注意ください。

の り し ろ ⑤

お り 線

の り し ろ ③

の り し ろ ④

